



町HP



フェイスブック  
「長瀬町(Nagatoro)」



インスタグラム  
「ながとろ」

## 7月のプロに学ぶ<sup>秘</sup>テクニック講座は・・・ 安全安心に子育てをする講座2本を行いました！！

7月4日は歯科衛生士鷲澤香代子さんによる「そこが知りたい！たべることは生きること」を行いました。様々な視点から歯の大切さのご教示を受け、一人ひとり歯磨きチェックも実施してもらいました。

7月25日は秩父警察署交通総務係長山村卓也さんによる「交通事故防止 だっこのうちから学ぶ交通ルール」を行いました。いろんな事故事例からヘルメットの大切さ、また死角の実験など改めて子どもを守るために親としてどうすべきかを学びました。終了後白バイに乗せていただき、こども達は大喜びでした。



## 令和6年10月から児童手当制度が変わります！

国の「こども未来戦略方針」に基づき、令和6年10月分以降の児童手当では、対象児童、支給額等が拡充されます。

### 【令和6年10月分からの改正内容】

- (1) 支給対象年齢の拡大（高校生年代までに拡大）
- (2) 所得制限の撤廃
- (3) 第3子加算額の増額（30,000円に増額）
- (4) 第3子加算のカウント方法の変更（22歳年代までの子をカウント）
- (5) 支給期月の変更（2か月毎に支給）



長瀬町公式マスコットキャラクター  
とろにゃん

### ●制度改正後に児童手当を受給するために新たに手続きが必要な方【要申請者】

- ・現在、児童手当を受給していない方で、高校生年代の児童を養育している方
- ・中学生以下の児童を養育しているが、所得により児童手当も特例給付も受給していない方
- ・児童の兄弟等（19歳～22歳（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）であって、親等に経済的負担のある子）について監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している方
- ・施設等受給資格者である方で、その委託等されている児童のうちに高校生年代の児童がいる方
- ・新たに施設入所等児童となる者がいる方

### ●申請期日

令和6年9月2日(月)から令和6年10月31日(木)まで

※申請期日を過ぎても、令和7年3月31日までに申請があった場合、12月支給以降に10月分から遡って支給いたします。

※上記【要申請者】のうち、児童が養育者の方と同じ世帯にいる場合には、案内通知を送付いたします。

### ●制度改正の詳細は、町ホームページ、町Facebook等でお知らせいたします。

**問合せ** 健康こども課 子育て支援担当 ☎66・3111 内線134

## 9月～10月は「行政相談月間」です

総務省では、9月1日(日)から10月31日(木)までの期間を「行政相談月間」とし、この期間を中心に、行政相談活動や広報活動を重点的に実施します。

また長瀬町では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が行政相談所を開設し、皆さまからの行政に関するお困りごとをお聴きします。相談は無料・秘密厳守です。

1. 日 時：毎月第2月曜日 午後1時30分～3時30分（広報ながとろくらしのメモをご参照ください）
2. 場 所：役場3階小会議室(1)
3. 長瀬町の行政相談委員：相馬 重喜 氏、大澤 珠子 氏

**問合せ** 総務課 自治振興担当 ☎66・3111 内線215

令和6年9月1日発行  
発行・編集／長瀬町役場 ☎0494-66-3111(代)  
〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

税務会計課・町民課窓口  
●日曜開庁日 9月29日(日)  
●納税 納税関係諸証明書の交付  
●印鑑証明書の交付

午前9時～正午 午後1時～5時  
●納税 戸籍謄本・抄本の交付  
●住民票の交付  
※住民票・戸籍証明書の広域交付はできません。